

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和元年12月4日

全国健康保険協会秋田支部
支部長 中田 博

1 調達内容

(1) 調達件名

レターオープナーの購入および保守

(2) 調達物品の仕様

レターオープナーNPIM16・・・1台

レターオープナーにかかる保守

(3) 納品期限

令和2年2月3日

(4) 保守の契約期間

令和2年2月3日から令和2年3月31日

令和2年4月1日から令和3年3月31日

(5) 納品場所

全国健康保険協会秋田支部

(6) 見積競争方法

見積金額は物品の購入および保守にかかる費用を含めた金額の総価とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

契約の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札価格とするので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

見積書には、納入に要する一切の諸経費を含めること。

2 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び問い合わせ先

〒010-8507 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田2階

全国健康保険協会秋田支部企画総務グループ 担当：齊藤亜紀子

電話（直通） 018-883-1841

(2) 見積書提出期限

期 限 令和元年12月19日（木） 15時00分

4 その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し代表者印を押印すること。記載漏れ、押印漏れ及び判読できないものは無効とする。
- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (3) 2に示した参加資格のない者の見積書は無効とする。
- (3) 決定業者には別途、電話で連絡することとする。
- (4) 保守契約は予算の認可が受けられない場合は、翌年度分の契約はできない。